

令和 6 年度 計算書類等

－ 令和 7 年 3 月 期 －

銚子商工信用組合

目 次

	頁
事 業 報 告	1
1. 事業の概況	1
(1) 事業概況等	1
(2) 事業成績の推移	3
(3) 決算期後に生じた当組合の状況に関する重要な事実 …(該当なし) ·	3
2. 当組合の現況	4
(1) 出資金の推移	4
(2) 出資金の状況	4
(3) 役員の状況	5
(4) 職員の状況	6
(5) 事務所等の状況	6
(6) 重要な子会社等	7
(7) 預金等総額及び員外預金比率の状況	7
3. そ の 他	7
貸 借 対 照 表	8
損 益 計 算 書	19
附 属 明 細 書	21
1. 計算書類に関する事項	22
(1) 有形固定資産及び無形固定資産	22
(2) 引当金	22
(3) 経費	23
(4) 子会社等に対する出資	23
(5) 子会社等に対する金銭債権	23
(6) 子会社等に対する金銭債務	23
2. 業務報告に関する事項	24
(1) 役員等の兼職等	24
(2) 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況	24
[1] 役員等との間の取引状況	24
[2] 役員等の兼職等先との間の取引状況	24
(3) 役員に対する報酬	24
3. そ の 他	24
剰 余 金 処 分 案	25

(令和 6 年 4 月 1 日 から)
第 72 期 事業報告
令和 7 年 3 月 31 日 まで

令和 7 年 6 月 10 日 作成
令和 7 年 6 月 12 日 備付

千葉県銚子市東芝町1番地の19
銚子商工信用組合
理事長 岡野 繁

1. 事業の概況

(1) 事業概況等

1. 事業方針

当期は「第5次新中期経営計画(令和6年～令和8年度)」の初年度にあたり「変革への挑戦～地域とともに未来へ繋ぐ～」をテーマとし、社会経済情勢が変化する中、地域金融機関として存続し続けるために、当組合全体および役職員一人ひとりが主体的に「変わる」ことに挑戦し、その「変革への挑戦」は職員を成長させ、当組合を発展させるとともに、地域やお客様との絆をさらに深めることにより、当組合の挑戦はお客様の事業の発展・資産の形成と繋がっていき、さらに地域社会の持続的な発展へと繋がり「地域社会の幸せづくりに奉仕する」という経営理念のもと、日々の業務において常に変革する意思を持ち、地域・お客様に寄り添った活動をしてまいりました。

2. 金融経済環境

令和6年度の日本経済は、政府において中小企業等の経営基盤の強化・成長の支援、地方創生の推進などの経済対策を公表し、賃金・所得の増加、生産性の向上を重視する方針が示される中で、緩やかに回復している一方、中小企業・小規模事業者にも目を向けると、生産年齢人口が減少する中、深刻化する人手不足、後継者不足、物価高騰、価格転嫁、デジタル化への対応など多くの課題への取り組みが求められており、依然として厳しい経営環境が続いています。

金融環境については、日本銀行の8年ぶりのマイナス金利解除と追加利上げにより、地域金融機関は地域経済の回復・成長を支える地域経済の要として、人口減少や少子高齢化など地域経済を取り巻く厳しい経営環境の中でも、地域から求められる金融仲介機能を継続的に発揮するとともに、収益基盤の強化を通じて持続可能なビジネスモデルを構築することが必要不可欠となります。

3. 業 績

令和6年度は「第5次新中期経営計画(令和6年～令和8年度)」において「課題解決支援によるお客様・地域とのつながり強化」「職員育成・働きがいのある職場づくり」「業務改革・収益確保による経営基盤の強化」の三つを基本方針として掲げ、事業者支援への取り組み強化、エリア特性に基づく推進活動の強化、お客様のライフステージに応じた金融サービスの提供・資産形成の支援、お客様との接点拡充への取り組み、お客様へのサービス提供拠点としての営業店推進活動の展開等を重点戦略として業務推進に取り組んでまいりました。

然しながら、預金積金は相続、預かり資産へのシフト替え等の支払い要因により前期末比29億32百万円減少の2,829億93百万円となり、貸出金につきましては29億48百万円増加の1,313億14百万円となりました。

組合員数は前期比189名の減少により38,474名となり、出資金総額は8億75百万円と1百万円増加しました。

収益面におきましては、資金の効率的運用と経費削減に注力した結果、当期純利益は68百万円を計上し、また自己資本額は信用コストの増加に伴う貸出金償却等により1億8百万円減少の124億33百万円となり、自己資本比率は9.45%の計上となりました。

4. 事業の展望及び組合が対処すべき課題

金融機関を取り巻く経営環境は、国内外の経済・物価を巡る不確実性が引き続き高く、金融・為替市場の動向を注視する必要がある中で、日本銀行は経済・物価情勢の改善を見て政策金利を引き上げ、金融緩和度合いを調整してきており「金利のある世界」への回帰が進む中、金融機関には本業支援の強化により収益性を確保するとともに、信用リスク管理態勢の強化が求められております。また、人口減少・少子高齢化の進行による地域経済の縮小などの構造的な要因に加え、キャッシュレス化やネット銀行の台頭による事業環境の変化により、当組合の収益環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような中、第73期が2年目となる第5次新中期経営計画において、これら経営基盤に直結する重要課題に引き続き取り組んでまいります。基本方針である「問題解決支援によるお客様・地域とのつながり強化」「職員の育成・活躍できる職場づくりによる人財基盤の構築」「業務改革・収益確保による経営基盤の強化」のもと、取引先の課題解決に向けた訪問・モニタリング活動の強化を図り、人材・情報・ネットワークを駆使して取引先のライフサイクルに応じた支援を実践、取引先の価値向上を図るリレーションシップバンキングを継続的に実践すると共に地域金融機関としての使命を追及してまいります。

第5次新中期経営計画の2年目にあたり、経営理念を基軸として、日々の業務において常に変革に挑戦する意思を持ち、お客様に寄り添った活動を実践することで絆を深め、お客様の事業発展と資産形成、地域社会の発展と当組合の収益性・健全性を確保するという共通価値を創造し、地域との共存共栄を目指す所存でございます。

(2) 事業成績の推移

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
預 金 積 金	百万円 281,164	百万円 282,919	百万円 285,925	百万円 282,993
組 合 員	227,264	228,125	230,407	226,992
組 合 員 外	53,899	54,794	55,517	56,001
貸 出 金	120,853	123,104	128,365	131,314
組 合 員	103,185	104,978	107,597	108,814
組 合 員 外	17,668	18,125	20,767	22,500
有 価 証 券	100,737	97,957	99,048	98,143
国 債	2,539	2,444	3,847	3,667
そ の 他	98,198	95,513	95,201	94,476
総 資 産	332,283	307,519	301,667	300,401
内 国 為 替 取 扱 高	424,801	444,479	462,940	495,086
外 国 為 替 取 扱 高	千ドル —	千ドル —	千ドル —	千ドル —
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	千円 372,595	千円 143,701	千円 257,882	千円 204,558
当 期 純 利 益 (又は当 期 純 損 失)	200,478	132,578	252,677	68,509

(注)

1. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
(以下の各表における金額についても同様であります。)

(3) 決算期後に生じた当組合の状況に関する重要な事実

該 当 な し

2. 当組合の現況

(1) 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	874 百万円	875 百万円
普 通 出 資 金	874	875
優 先 出 資 金	—	—

(2) 出資金の状況（当年度末現在）

イ. 普通出資

普通出資 1 口の金額 1,000 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額
個 人	35,071 人	674 百万円
法 人	3,403	200
合 計	38,474	875

口. 優先出資

優先出資 1 口の金額 - 円

優先出資の総口数の最高限度

発行済優先出資の総口数 - 口

(3) 役員の状況

イ. 役員数

定款に定める理事数 8 人以上 10 人以内

定款に定める監事数 2 人以上 3 人以内

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
理 事 (うち 非 常 勤)	10 人 (4)	10 人 (4)
監 事 (うち 非 常 勤)	3 (2)	3 (2)
合 計 (うち 非 常 勤)	13 (6)	13 (6)

ロ. 理事及び監事（当年度末現在）

役 名	氏 名	就 任 年 月 日	任期満了 年 月 日	代表・非 代表の別	常勤・非 常勤の別	担当部門 又は主な職業
理 事 長	岡 野 繁	令和3年4月1日	令和8年の総代会終結の時まで	代表	常勤	監査部担当
専務理事	小 橋 芳 明	令和6年6月26日	〃	〃	〃	融資部担当
常務理事	加 瀬 隆	令和6年6月26日	〃	〃	〃	総合企画部長
常勤理事	加 瀬 順 一	令和4年6月28日	〃	非代表	〃	事務指導部長
常勤理事	河 崎 利 洋	令和6年6月26日	〃	〃	〃	総務人事部長
常勤理事	伊 東 勝 彦	令和6年6月26日	〃	〃	〃	業務推進部長
常勤監事	坂 尾 毅	令和6年6月26日	〃	〃	〃	
理 事	田 杭 宏 行	平成12年6月20日	〃	〃	非常勤	製麺業
理 事	岡 田 知 益	平成24年6月26日	〃	〃	〃	建設業
理 事	仲 田 博 史	令和2年6月25日	〃	〃	〃	包装資材卸売業
理 事	平 野 陽 一	令和6年6月26日	〃	〃	〃	倉庫業
監 事	石 上 藤 吾	令和2年6月25日	〃	〃	〃	酒造業
監 事	小 田 島 國 博	平成11年6月24日	〃	〃	〃	会計事務所

（注） 監事の○囲みは協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に規定する員外監事であります。

（当年度中に退任した役員）

専務理事	常 世 田 祐 一	令和6年6月26日 退任
常勤監事	飯 田 教 久	令和6年6月26日 退任
理 事	泉 功	令和6年6月26日 退任

（注） 当年度中に退任した役員の役名は、退任時のものです。

(4) 職員の状況

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
職 員 数	224 人	212 人
平 均 年 齢	42 歳 8 月	43 歳 2 月
平 均 勤 続 年 数	17 年 1 月	16 年 7 月
平 均 給 与 月 額	333 千円	343 千円

(注)

1. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 職員数には、パートおよび3月末日付退職者は含んでおりません。
3. 平均給与月額は、3月中の平均給与月額であります。

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
	店 (うち出張所)	店 (うち出張所)
銚 子 市	8 ()	5 ()
東 庄 町	1 ()	1 ()
香 取 市	2 ()	2 ()
旭 市	3 ()	3 ()
匝 瑳 市	1 ()	1 ()
松 戸 市	1 ()	1 ()
柏 市	1 ()	1 ()
横 芝 光 町	1 ()	1 ()
東 金 市	1 ()	1 ()
九 十 九 里 町	1 ()	1 ()
富 里 市	1 ()	1 ()
八 街 市	1 ()	1 ()
合 計	22 ()	19 ()
店舗外現金自動設備	2	2

ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況

事 務 所 名	開設・廃止年月日	所 在 地	備 考
(廃止)			
新生支店	令和 6 年 9 月 17 日	千葉県銚子市東芝町1番地の19	
三崎支店	令和 6 年 9 月 17 日	〃	
川口支店	令和 6 年 10 月 7 日	千葉県銚子市明神町2丁目309番5	

ハ. 信用協同組合代理業者の一覧

該 当 な し

ニ. 信用協同組合が営む銀行代理業等の状況

所 属 金 融 機 関 の 商 号 又 は 名 称
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会

ホ. 当年度の信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む営業所
又は事務所の開設・廃止状況

該 当 な し

(6) 重要な子会社等（当年度末現在）

該 当 な し

(7) 預金等総額及び員外預金比率の状況

区 分	当 年 度 開 始 時	翌 年 度 開 始 時
預 金 等 総 額	2,859 億円	2,829 億円
員 外 預 金 比 率	19.41 %	19.78 %

3. そ の 他

該 当 な し

第72期（令和7年3月31日現在）貸借対照表

令和7年6月10日作成
令和7年6月12日備付

住所 千葉県銚子市東芝町1-19
信用組合名 銚子商工信用組合
理事長 岡野 繁

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
	千円		千円
現金	3,554,446	預金	282,993,321
預け金	61,968,334	当座預金	1,754,100
買入金銭債権	1,163	普通預金	129,226,124
有価証券	98,143,340	通知預金	308,318
国債	3,667,642	定期預金	142,514,950
地方債	19,695,506	定期積金	8,074,365
社債	54,120,881	その他の預金	1,115,462
株式	1,407,668	借用金	8,800,000
その他の証券	19,251,641	当座借越	8,800,000
貸出金	131,314,058	その他の負債	616,224
割引手形	151,986	未決済為替借	59,161
手形貸付	11,712,515	未払費用	151,440
証書貸付	111,529,427	給付補填備金	2,191
当座貸越	7,920,128	未払法人税等	24,985
その他の資産	1,887,291	前受収益	102,530
未決済為替貸	37,338	払戻未済金	471
全信組連出資金	1,138,700	その他の負債	275,445
未収収益	300,332	賞与引当金	113,159
その他の資産	410,920	役員賞与引当金	2,600
有形固定資産	4,146,647	退職給付引当金	5,094
建物	1,964,409	役員退職慰労引当金	51,160
土地	1,933,991	睡眠預金払戻損失引当金	69,390
その他の有形固定資産	248,247	偶発損失引当金	25,944
無形固定資産	29,132	債務保証	152,575
ソフトウェア	13,427	負債の部合計	292,829,468
その他の無形固定資産	15,704	(純資産の部)	
繰延税金資産	252,000	出資金	875,173
債務保証見返	152,575	普通出資金	875,173
貸倒引当金	△ 1,047,574	利益剰余金	11,410,610
(うち個別貸倒引当金)	(△ 878,498)	利益準備金	874,656
		その他利益剰余金	10,535,954
		特別積立金	10,110,000
		(諸償却準備積立金)	(6,400,000)
		当期末処分剰余金	425,954
		組合員勘定合計	12,285,783
		その他有価証券評価差額金	△ 4,713,836
		評価・換算差額等合計	△ 4,713,836
		純資産の部合計	7,571,947
資産の部合計	300,401,416	負債及び純資産の部合計	300,401,416

貸借対照表の注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、原則として時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	15年～47年
そ　の　他	5年～8年
4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店・融資部が資産査定を実施し、融資部信用リスク管理課が査定結果を検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,604百万円であります。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額	249,416 百万円
年金財政計算上の数理債務の額	<u>211,033 百万円</u>
差引額	38,382 百万円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日） 1.626%

- (3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の剰余金48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金20百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

14. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 1,047 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

有形固定資産 4,146 百万円

無形固定資産 29 百万円

固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フローは、将来の事業計画等に基づき見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産 252 百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており、また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資審査規程、管理債権審査規程及び信用リスクに関する管理諸規程に

従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による ALM 委員会、企業再生支援委員会や常勤役員会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、金利リスク管理に関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等を明記し、運用方針に基づき、ALM 委員会や常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM 委員会における協議に基づき、常勤役員会の監督の下、行われております。また市場運用商品の購入を行っており、信用情報や時価の把握等、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総合企画部を通じ、ALM 委員会、常勤役員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00% 上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、4,309 百万円減少するものと把握しております。

また、有価証券のうち債券については、指標となる金利が 0.10% 上昇したものと想定した場合の時価との変動額を管理しており、当事業年度末現在、292 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALM を通じて適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和 7 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注 1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する科目については注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 預け金（＊１）	61,968	61,923	△44
(2) 有価証券（＊２）	97,894	97,320	△573
満期保有目的の債券	20,895	20,321	△573
その他有価証券	76,998	76,998	—
(3) 貸出金（＊１）	131,314		
貸倒引当金（＊２）	△1,047		
	130,266	130,309	43
金融資産計	290,129	289,554	△574
(1) 預金積金（＊１）	282,993	282,887	105
(2) 借入金（＊１）	8,800	8,800	—
金融負債計	291,793	291,687	105

（＊１）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 31 号 令和 3 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注 1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格に

よっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 17. から 22. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、固定金利によるものは、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- ① 6 カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

定期預金・定期積金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた価額を時価とみなしております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	235
全信組連出資金(※1)	1,138
組合出資金(※3)	13
合 計	1,387

(※1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式について7百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下22.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	200	201	1
社 債	1,200	1,204	4
そ の 他	100	100	0
小 計	1,500	1,506	6

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	1,491	1,465	△25
地 方 債	2,114	2,015	△99
社 債	13,589	13,235	△353
そ の 他	2,200	2,098	△101
小 計	19,395	18,815	△580

合 計	20,895	20,321	△573
-----	--------	--------	------

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株 式	466	437	28
債 券	401	400	1
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	401	400	1
そ の 他	2,944	2,732	211
小 計	3,811	3,570	241

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株 式	705	792	△87
債 券	58,487	60,572	△2,085
国 債	2,176	2,585	△409
地 方 債	17,380	17,885	△504
社 債	38,930	40,101	△1,171
そ の 他	13,994	16,775	△2,781
小 計	73,186	78,141	△4,954
合 計	76,998	81,712	△4,713

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
19. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
- | | | |
|----------|--------|-------|
| 売却価額 | 売却益 | 売却損 |
| 5,014百万円 | 385百万円 | 28百万円 |
20. 当事業年度中に満期保有目的の債券の保有目的は変更致しておりません。
21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債 券	7,132	55,173	7,934	7,244
国 債	—	1,491	—	2,176
地 方 債	248	16,352	2,202	892
社 債	6,883	37,329	5,731	4,175
そ の 他	1,856	8,424	1,548	—
合 計	8,989	63,598	9,483	7,244

22. 減損処理を行ったその他有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）はありません。
23. 金銭の信託の保有はありません。
24. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）および消費寄託契約により貸し付けている有価証券はありません。

25. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,742百万円
危険債権額	5,343百万円
三月以上延滞債権額	18百万円
貸出条件緩和債権額	181百万円
合計額	7,285百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、151百万円であります。
27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,787百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが41,775百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をす

ることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 有形固定資産の減価償却累計額 4,301百万円

29. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 167百万円

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	868
その他有価証券評価差額金	1,337
退職給付引当金	1
減価償却超過額	56
賞与引当金	32
固定資産の減損損失	85
その他	<u>55</u>
繰延税金資産小計	2,436
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△2,184</u>
繰延税金資産合計	252
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	<u>252</u>

31. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	15,000百万円
	有価証券	1,700百万円
担保資産に対応する債務	借入金	8,800百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために預け金10,100百万円、その他の資産（保証金）3百万円を担保提供しております。

32. 出資1口当たりの純資産額 8,651円94銭

- 19 -

損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資 1 口当りの当期純利益 78円25銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、233,815千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失額
銚子市内	事業用不動産（営業用店舗2か所）	土地	56,842 千円
〃	所有不動産	土地	496 千円
合計			57,339 千円

当期において、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、土地の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行なっていることから、各営業店をグルーピングの単位としており、遊休資産については各資産をグルーピングの単位としております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であり、主要な資産については固定資産税評価額等を合理的に調整した価額から、処分費用見込額を控除し算定しております。

第 7 2 期 [令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 3 1 日まで] 附 属 明 細 書

令和 7 年 6 月 1 0 日 作成
令和 7 年 6 月 1 2 日 備付

千葉県銚子市東芝町 1 番地の 1 9
銚 子 商 工 信 用 組 合
理事長 岡 野 繁

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	償却累計率
有 形 固 定 資 産							%
建 物	1,805	268	0	109	1,964	3,119	61.35
土 地	1,990	—	56 (56)	—	1,933	—	—
リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
建 設 仮 勘 定	83	—	83	—	—	—	—
その他の有形固定資産	270	81	2 (0)	101	248	1,181	82.64
有 形 固 定 資 産 計	4,150	350	142 (57)	211	4,146	4,301	66.03
無 形 固 定 資 産							
ソ フ ト ウ ェ ア	16	3	—	6	13	—	—
の れ ん	—	—	—	—	—	—	—
リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
その他の無形固定資産	15	—	—	0	15	—	—
無 形 固 定 資 産 計	32	3	—	6	29	—	—

(注)

- 「当期減少額」欄の括弧内書は、当事業年度の減損損失の金額を表示しております。

(2) 引 当 金

(単位：千円)

区 分	当期首残高	当期増加高	当 期 減 少 高		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	そ の 他		
貸 倒 引 当 金	1,264,096	1,047,574	305,651	958,444	1,047,574	
うち個別貸倒引当金	932,695	878,498	305,651	627,043	878,498	
賞 与 引 当 金	122,433	113,159	122,433	—	113,159	
役 員 賞 与 引 当 金	9,100	2,600	9,100	—	2,600	
退 職 給 付 引 当 金	19,409	5,094	19,409	—	5,094	
役員退職慰労引当金	59,825	11,510	20,175	—	51,160	
睡眠預金払戻損失引当金	68,478	3,781	2,869	—	69,390	
偶 発 損 失 引 当 金	17,720	25,944	17,720	—	25,944	
合 計	1,561,062	1,209,664	497,359	958,444	1,314,922	

(注)

- 貸倒引当金および退職給付引当金等これら引当金の「計上理由および計算方法」については、貸借対照表に注記しているため省略しております。

(3) 経 費

(単位：千円)

区 分	金 額
人 件 費	1,586,420
報 酬 給 料 手 当	1,301,050
退 職 給 付 費 用	75,039
そ の 他	210,330
物 件 費	934,534
事 務 費	393,396
(う ち 旅 費 ・ 交 通 費)	(1,815)
(う ち 通 信 費)	(30,329)
(う ち 事 務 機 械 賃 借 料)	(—)
(う ち 事 務 委 託 費)	(244,545)
固 定 資 産 費	184,201
(う ち 土 地 建 物 賃 借 料)	(7,863)
(う ち 保 全 管 理 費)	(118,150)
事 業 費	77,478
(う ち 広 告 宣 伝 費)	(29,751)
(うち交 際 費・寄 贈 費・諸 会 費)	(42,430)
人 事 厚 生 費	20,195
減 価 償 却 費	217,422
そ の 他	41,840
税 金	109,316
合 計	2,630,271

(4) 子会社等に対する出資

該 当 な し

(5) 子会社等に対する金銭債権

該 当 な し

(6) 子会社等に対する金銭債務

該 当 な し

2. 業務報告に関する事項

(1) 役員等の兼職等（当年度末現在）

該 当 な し

(2) 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況（当年度末現在）

[1] 役員等との間の取引状況（当年度末現在）

該 当 な し

[2] 役員等の兼職等先との間の取引状況（当年度末現在）

該 当 な し

(3) 役員に対する報酬

（単位：千円）

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	79,600	90,000
監 事	13,500	15,000
合 計	93,100	105,000

（注）

使用人兼務理事3名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、7,500千円であります。
報酬額には、役員賞与9,100千円（理事7,000千円、監事2,100千円）を含めております。
上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事15,100千円、監事9,075千円であります。

3. そ の 他

該 当 な し

剰 余 金 処 分 案

第72期 [令和 6年 4月 1日から
令和 7年 3月31日まで]

銚子商工信用組合

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	425,954,811 円
剰 余 金 処 分 額	126,759,803
利 益 準 備 金	517,000
出 資 に 対 す る 配 当 金 (年 3 %)	26,242,803
特 別 積 立 金	100,000,000
(諸 償 却 準 備 積 立 金)	100,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	299,195,008

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

銚子商工信用組合
理事会 御中

千葉第一監査法人
千葉県千葉市
代表社員
業務執行社員

公認会計士

古川 光夫

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、銚子商工信用組合の2024年4月1日から2025年3月31日までの第72期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、銚子商工信用組合の2024年4月1日から2025年3月31日までの第72期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第72期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年6月4日

銚子商工信用組合

常勤監事

坂尾 毅  印

監 事

石上 藤吾  印

監 事

小田島 國博  印

（注）監事 小田島國博は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であります。